

表 「深セン市多国籍企業地域統括拠点設立奨励弁法」（改訂版）の定義と認定基準の概要

名称	定義	認定基準
多国籍企業 地域統括本部	海外に登録した親会社、または中国国内に登録した外商投資企業が授権の形で深セン市に設立し、一定の地域で管理とサービス機能を担う本部機関。	(1) 独立した法人資格を有する外商投資企業。 (2) 払込登録資本金が200万ドル以上。 (3) 管理する国内外の独立法人企業が2社以上。 (4) 親会社の資産総額が1億ドル以上（サービス業の場合、親会社の資産総額は5000万ドル以上）。 (5) 深刻な信用喪失ブラックリストに該当しない企業。
多国籍企業 本部型機構	海外に登録した親会社、または中国国内に登録した外商投資企業が授権の形で深セン市に設立し、一定の地域で研究開発、販売、貿易、決済などの機能を担う外商投資企業（支部を含む）。	(1) 独立した法人資格を有する外商投資企業（支部を含む）。 (2) 払込登録資本金が100万ドル以上。支部として設立した場合、本部から受ける運営資金が100万ドル以上。 (3) 親会社の資産総額が5000万ドル以上。 (4) 深刻な信用喪失ブラックリストに該当しない企業。
多国籍企業 事業部本部	海外に登録した親会社が、機能、業務、製品、ブランド、サービスなどをもとに細分化された事業部制組織を有する場合に、親会社または中国国内に登録した外商投資企業が授権の形で深セン市に設立し、一定の地域で投資、管理、サービス機能を担う本部機関。	(1) 独立した法人資格を有する外商投資企業。 (2) 払込登録資本金が200万ドル以上。 (3) 親会社の資産総額が1億ドル以上。 (4) 深セン市で1年以上経営を継続しており、前年度営業収入が5億元以上または海外の親会社の事業部門の営業収入全体に占める割合が5%以上。 (5) 深刻な信用喪失ブラックリストに該当しない企業。

（出所）深セン市の発表を基にジェトロ作成